

福岡市と福岡ソフトバンクホークスとの包括連携に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と福岡ソフトバンクホークス株式会社(以下「乙」という。)及び福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社(以下「丙」という。)は、福岡市における地域協働事業(以下「協働事業」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協働事業は、甲、乙及び丙との多方面にわたる連携を通じて、市民福祉の向上を図るとともに、甲と乙が互いの魅力を高め、アジアの中でさらに発展していくことを目的として実施する。

(誠実対応義務)

第2条 前条の目的達成のため、甲、乙及び丙は互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に協働事業を行う。

(事業内容)

第3条 協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

- (1) スポーツ振興及び健康増進に関すること。
- (2) 青少年の健全育成支援及び教育に関すること。
- (3) 観光振興及び都市間の連携に関すること。
- (4) 地域の活性化に関すること。
- (5) 情報発信及び広報活動に関すること。
- (6) 子育て支援及び福祉の向上に関すること。
- (7) 自然環境、生活環境の保全に関すること
- (8) その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(確認事項)

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲が乙及び丙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙と丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙及び丙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 業務の円滑な遂行のため、甲、乙及び丙は協働事業の連絡調整に係る担当部署を定めるものとする。

2 前項の担当部署は、三者の職員から構成された連絡会議を定期的を開催するものとする。

この協定書は、3通作成し、市、福岡ソフトバンクホークス株式会社、福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社それぞれが1通を所持するものとする。

平成23年7月7日



福岡市長



福岡ソフトバンクホークス株式会社
福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社
